

第 1 1 4 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 2 年 9 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 2 年 9 月 1 8 日 (金) 午前 9 時 4 2 分
- 3 閉会の日時 令和 2 年 9 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 1 7 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 9 名 欠席 1 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者 (6)	岸本 博	出	7	串田 修	欠
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	井上 満千夫
	農地担当課長	佐藤 孝司
	総務・農政担当課長	菱川 真輔
	担当課長補佐	竹田 了久
	農地担当係長	百本 博次
	副主査	橋本 聡実
	副主査	花房 弘治

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 - (4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 勇二

9番 延澤 強哉

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第114回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。3番 大森 勇二 委員、9番 延澤 強哉 委員をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

百本係長 議案の訂正はありません。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

百本係長 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約17アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、許可後農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

1ページ2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約9アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、

地域との関係などをみても問題がないこと、許可後農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、新規農による賃借権の設定です。期間は許可日から10年間です。受人は令和2年6月に設立した農業法人です。適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、許可後農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番は、取下げとなっています。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 2番から5番の4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)は1番から5番の5件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は1番から5番の5件を許可と決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

百本係長 2ページ1番、2番については、同時申請のため一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は認定こども園の敷地拡張です。

受人は現在、東京都千代田区にて社会福祉事業を営む法人で中区长利において認定こども園を運営しています。

現在、園内に自動車43台分の駐車スペースを確保していますが、園児、職員の増加により運動会や保育園行事等開催の際に駐車スペースに不足が生じていることや、野菜の生育を通じての保育・教育を行うために、既存敷地に隣接する申請地を所有権移転及び一部使用貸借権の設定をして認定こども園の敷地拡張(露天駐車場の拡張及び菜園の新設)を行うものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から6番については同時申請のため一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

3番、受人は現在、中区乙多見の借家に妻と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、妻の実家に近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

4番、受人は現在、東区瀬戸町二日市の妻の実家に、両親、弟と妻、子供2人の二世帯7人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。また、妻の実家には、両親と弟三人が引き続き居住するとのこと。

5番、受人は現在、中区乙多見の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫の実家から近く、相互に協力しやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

6番、受人は現在、北区牟佐の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番から9番については同時申請のため一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は

自己専用住宅です。

7番、受人は現在、南区新保の借家に妻、子供1人の3人で生活していますが、妻の出産により家族が増えたことにより家財道具が増え、手狭になったことから、夫婦の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

8番、受人は現在、中区湊の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、現居所から近く、生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

9番、受人()は現在、南区浜野四丁目の実家に両親と3人と居住している他、受人()は現在、北区田中の借家に子供3人の4人で別々で生活していますが、結婚を機に家族7人で生活することとなり、現居所では手狭なため、妻の勤務先や、母の勤務先への通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。なお、受人()の実家は売却処分するとのこととです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番から11番については同時申請のため一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は10番が診療所、11番が店舗(調剤薬局)です。

10番、受人は現在、中区高島新屋敷に居住する医師で、岡山市内の病院にて内科医として勤務していますが、独立開業に伴い、高島周辺に内科診療所が開設されていないことから、自宅からも近く緊急時にも通勤がしやすい申請地を所有権移転して診療所に転用しようとするものです。

11番、受人は現在、中区赤坂本町にて薬品販売業を営む者ですが、診療所の新設に伴い、薬の処方に必要な調剤薬局の新設が必要なため、診療所と隣接する申請地を所有権移転して、店舗(調剤薬局)に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3ページ12番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場です。

受人は現在、南区箕島にて建設業を営む者ですが、中区及び東区での公共工事の受注が増え、

南区にある既存資材置き場は遠方であり、資材を運んでくるのにも不便なため、工事現場からも近く、資材の運搬や、資材運搬用車両を駐車するのにも便利な申請地を所有権移転して、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天駐車場です。

受人は現在、中区江崎にて運送業を営む者ですが、業務の多様化による運送量（トラック搬入出）の増加に伴い、新たにトラック運転手の駐車場を確保する必要が生じ、従業員駐車場に不足が生じたことから、事業所の近隣にある申請地に賃貸借権を設定して、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番から13番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 3ページ14番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は一時転用で露天駐車場として賃貸借権を設定します。転用期間は許可日から3年間です。

受人は現在、北区久米に本社を置き、車両修理販売業を営んでいますが、東区浅川の岡山東支店において販売台数、修理台数の増大に伴い工場を増築し、従業員が増えたことにより駐車場が足りなくなり苦慮していたところ、事業所に隣接した申請地を賃借できることとなったため、露天駐車場に一時転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的はこども園の運動場です。

受人は現在、申請地の西側で『幼保連携型こども園』を運営していますが、現在園児170名、職員54名が在籍しており園児数も年々増加しています。保育所から認定こども園への移行に伴い、運動場の設置基準を満たしていないため既存運動場に隣接する申請地を運動場に整備しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番から18番は、敷地を数区画に分けて自己専用住宅を建築する申請のため、同時に説明します。

申請地は、水道管と下水道管理設の道路沿道で、申請地から半径500メートル以内に小学校及び幼稚園がある3種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

16番、受人は現在、東区西大寺中野の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、実家と通勤先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

17番、受人は現在、瀬戸内市長船町の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長と家財道具が増え手狭となったため、子どもの通学先や妻の通勤先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、受人は現在、東区金岡東町一丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え、建物も老朽化しているため、通勤先や実家へのアクセスがしやすく、生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、東区城東台南一丁目の持ち家に家族5人で居住していますが、建物が古く、駐車場もないため、比較的のどかで学校に近く、車の保管場所が確保できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。持ち家は売却しています。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 14番から19番の6件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見と
なっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(2)は1番から19番の19件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)は1番から19番の19件を許可と決定します。

次に、申請等(3)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)審議します。
事務局から説明をお願いします。

百本係長 申請等(3)(所有権の移転)については、4ページ1番の1件で農地中間管理機構である
担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への所有権移転です。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
と考えられ、東区協議会では原案通り承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(3)の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり
決定とします。

次に申請等(4)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から
説明をお願いします。

百本係長 5ページ1番から6ページ5番までの5件で、権利取得の事由は相続、権利の種類は賃借権
および所有権で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はなしです。

各区協議会では、受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、1番か
ら5番の5件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

百本係長 報告（１）４条届については、７ページ１番の１件で、宅地造成１件で専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、８ページ１番から９番の９件です。転用目的は分譲住宅地５件、分譲住宅地・公園１件、敷地拡張１件、露天駐車場１件、長屋住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、９ページ１番から１０ページ６番までの６件です。解約理由は、耕作目的４件、転用目的２件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１１ページ１番の１件です。内容は、農業用倉庫１件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありますか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて、委員の方から何かご意見はありますか。

全員 ありません

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時１７分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員